

## 理学研究科教育研究交流棟南部陽一郎ホール管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、理学研究科教育研究交流棟南部陽一郎ホール（以下「ホール」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(管理運営)

第2条 ホールの管理運営は、基礎理学プロジェクト研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(使用の目的及び用途)

第3条 ホールは、理学研究科が主催する教育・研究等のための使用に供することを目的とする。ただし、支障のない範囲で、次に掲げる用途に理学研究科教職員以外の者が使用することができる。

- (1) 教育・研究のための集会
- (2) 会議、行事等（前号に該当するものを除く。）
- (3) 企業等と共催する講演会等
- (4) その他委員会が適当と認めるもの

(申請者の範囲)

第4条 ホール使用を申請することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 理学研究科教職員
- (2) 本学の他の研究科等の教職員
- (3) 教育・研究のための集会、会議、行事等の主催者
- (4) 理学研究科と共同事業契約を締結した者
- (5) 委員会が特に認めた者

(申込み手続)

第5条 ホールの使用を希望する者が、理学研究科教職員である場合には、使用する日の24月前の属する月の初日以降に、所定の様式により委員会宛に提出することができる。

2 ホールの使用を希望する者が前項以外の者である場合には、使用する日の12月前の属する月の初日以降に、所定の様式により委員会宛に提出することができる。

(使用の許可)

第6条 委員会は、前条の使用申込みを承認したときは、所定の様式により使用許可を申込者に通知する。

(許可の取消等)

第7条 委員会は、使用者がこの規程に違反し、又はそのおそれがある場合には、前条の使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(使用者の義務)

第8条 使用者は、故意又は重大な過失によりホールの設備、備付け備品等を損傷し、又は滅失したときは、その責を負わなければならない。

(使用料)

第9条 ホールの使用料は、別表のとおりとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、ホールの使用に関し、必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第11条 ホールの管理運営に関する事務は、契約係で行う。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 3 令和2年1月23日以前に使用許可を得た者については、改正後の別表（第9条関係）の規定にかかわらず、従前の例による。
- 4 この改正は、令和3年3月1日から施行する。

別表（第9条関係）

使 用 者	利 用 時 間	料 金	備 考
学内者 (理学研究科教職員を除く)	午前(8:30~13:00)	7,000 円	光熱水料を 含む  消費税を 含まず
	午後(13:00~17:30)	7,000 円	
	夜間(17:30~20:00)	5,600 円	
	1日(8:30~17:30)	13,900 円	
学外者	午前(8:30~13:00)	13,900 円	
	午後(13:00~17:30)	13,900 円	
	夜間(17:30~20:00)	11,200 円	
	1日(8:30~17:30)	27,800 円	